規　則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「兇器」を「凶器」に改める。

別表武蔵浦和合同庁舎の項中「産業労働部雇用労働課長」を「産業労働部就業支援課長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

69551f43-a8aa-40f4-b867-3f1e4bf56fab